

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

制定 令和 8 年 8 月 1 日

1 目的

本要領は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ(以下「快適トイレ」という。)の設置を試行するために必要な事項を定めたものである。

2 対象工事

京都市上下水道局が発注する全ての土木工事を対象とする。

ただし、以下に該当する工事は本要領の対象外とする。

- (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事
- (2) その他、発注者が快適トイレの設置がなじまないと判断した工事

3 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する(現場事務所と一体となったトイレには適用しない。)

本要領で快適トイレは、下記の「(1) 快適トイレに求める機能」「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。各項目のイメージは別紙1を参照すること。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各1基以上設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む。)
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする。)

(2) 付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 便座周りの室内寸法(幅・奥行) 900×900mm 以上
- ⑬ 擬音装置(擬音機能を付帯した機器を含む)
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)

4 実施の流れ

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、設置までに「別紙2」の記載例を参考に「快適トイレチェックシート(協議)」等を添付して、仕様・基数等の対象内容について工事打合せ簿で協議を行う。
- (2) 受注者は快適トイレの設置が完了次第、「別紙3」の記載例を参考に「快適トイレチェックシート(提出)」等を添付して、仕様・基数等の設置完了状況を協議打合せ簿で提出する。また、3の(1)(2)の仕様を全て満たすことを資料の提出により証明するものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、「別紙4」の記載例を参考に「快適トイレチェックシート(報告)」等を添付して、実際にかかった費用を工事打合せ簿で提出する。

5 積算

- (1) 快適トイレに要する費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、現場管理費及び一般管理費の対象とする。
- (2) 快適トイレの費用について、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額※」を計上するものとし、設置基数は、男女別で原則 1 基ずつとする。ただし、必要性がある場合は、受発注者間で協議の上、基数を増やすことができる。
※ 「積算上の差額」とは、「実際にかかった費用」から 10,000 円 / 基・月(従来品)を減じ、有効数字4桁とし、5桁目以降を切り捨てとした額
- (3) 受注者が自社所有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用(リース料)により積算上の差額を算出するものとする。
- (4) 計上の対象とする期間は、現場及び現場付近に快適トイレを設置した実績期間(設置日から撤去日)とする。他工事へ流用する場合は、前工事の撤去日と後工事の設置日が重複しないよう、双方で調整の上、決定するものとする。
- (5) 使用する快適トイレがハウス型等の男女別一体型の場合は、男女別の入口になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月を上限として「積算上の差額」を計上可能とする。
- (6) 「積算上の差額」の対象は賃料・管理費とし、運搬・設置撤去費は共通仮設費の率分、用水光熱費・消耗品費は現場管理費の率分に含まれるため対象外とする。
- (7) 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(8) 具体的な計上方法については、**別紙5**を参照すること。

6 その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。
- (3) (参考)建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

① 原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

② 全般

女性トイレ用の設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

③ 設置位置

女性用トイレと男性用トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

④ 動線の配慮

男性用トイレと女性用トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

⑤ ドアの向き

女性用トイレのドアは、開けたら便座が真正面になることのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

⑥ 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

⑦ 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

⑧ 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

快適トイレの標準仕様イメージ

(1) 快適トイレに求める機能

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む。)
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等
(耐荷重を5kg以上とする。)

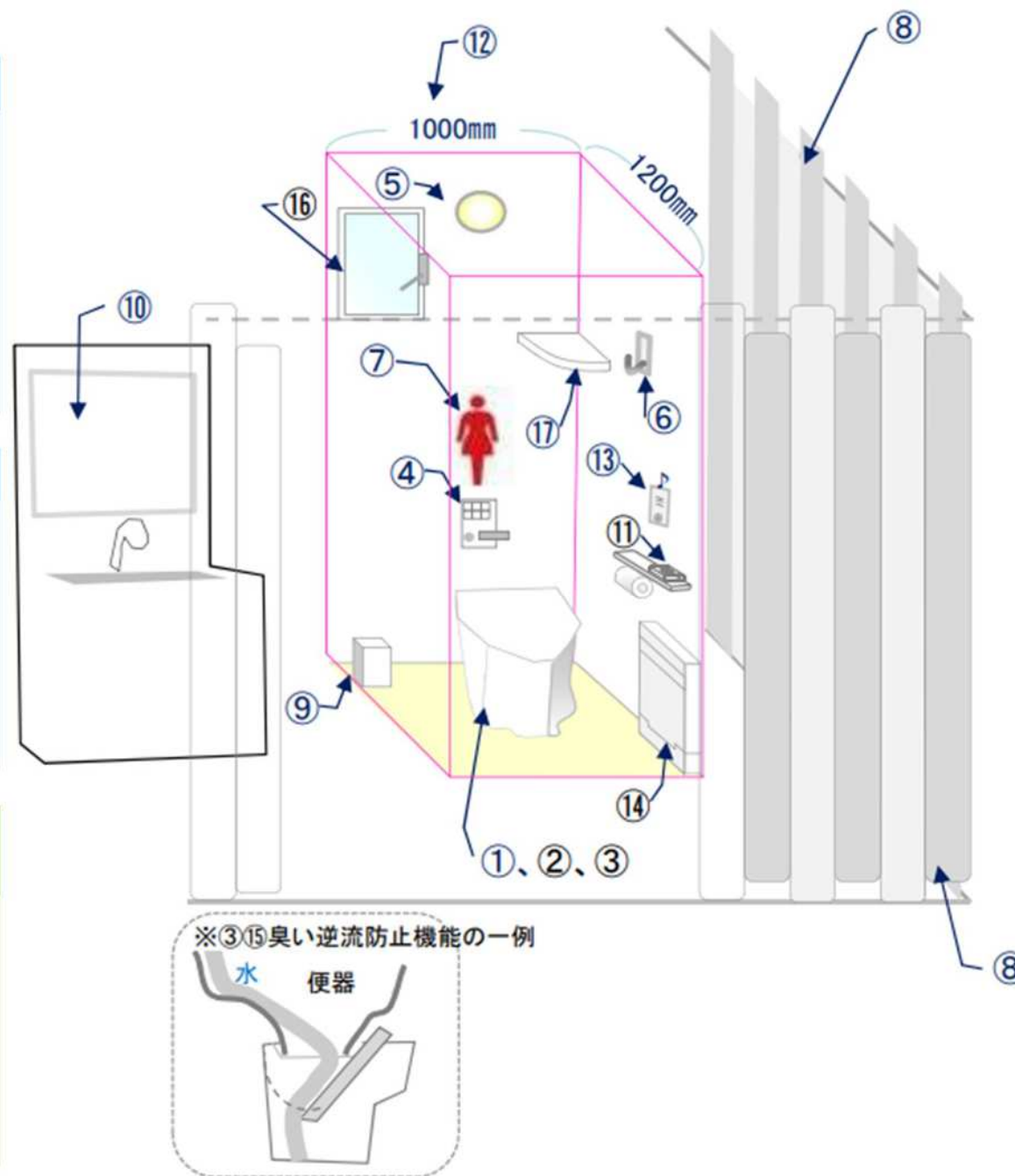
(2) 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨ サニタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

【より快適になるもので実施は任意】

- ⑫ 便座周りの室内寸法
(幅・奥行) 900×900mm 以上
- ⑬ 擬音装置 (擬音機能を付帯した機器を含む)
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)



工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和	年	月	日
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（ ）					
工 事 名						
(内 容)						
本工事は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき、 資料のとおり、快適トイレの設置を希望します。						
＜添付資料＞ ・ 快適トイレチェックシート（協議） ・ 製品カタログ ・ 見積書						
処理・回答	発注者	上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ） 協議のとおり施工すること。本協議内容は、設計変更の対象とする。 この内容に伴う概算金額は、約〇〇万円増額（契約金額相当額）の見込みである。 なお、概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。 令和 年 月 日				
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ） 令和 年 月 日				

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※ 情報共有システムを用いない場合は、各欄に記名（署名または押印含む）すること。
ただし、発議者以外の欄には予め印刷による記名をしないこと。

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()		
工 事 名			
(内 容) 本工事において、快適トイレの設置が完了しましたので、資料を提出します。 <添付資料> ・快適トイレチェックシート (提出) ・設置完了写真 ・見積書 ※ 設置完了写真は、快適トイレに求める仕様を全て満たすことが 確認できるものを添付すること。			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日	

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※ 情報共有システムを用いない場合は、各欄に記名（署名または押印含む）すること。
 ただし、発議者以外の欄には予め印刷による記名をしないこと。

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()		
工 事 名			
(内 容) 本工事において、快適トイレの費用が確定しましたので、資料を提出します。 ＜添付資料＞ ・快適トイレチェックシート（報告） ・費用の証拠書類の写し ※ 費用の証拠書類は、請求書、納品書、領収書等をいう。 ※ 証拠書類に運搬・設置撤去費等が含まれている場合は、賃料・管理費の内訳がわかるものを添付すること			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☒ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日	
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 令和 年 月 日	

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※ 情報共有システムを用いない場合は、各欄に記名（署名または押印含む）すること。
ただし、発議者以外の欄には予め印刷による記名をしないこと。

快適トイレ設置にかかる費用計上の計算例

計算及び費用計上の運用

- (1) 金額は全て税抜きで計算する。
- (2) 月数の計算は1月あたり30日とし、小数点以下第2位を四捨五入する。
- (3) 「積算上の差額」は、有効数字4桁とし、5桁目以降を切り捨てる。
- (4) 「積算上の差額」と「上限額」の安価になる方を計上する。

<例1>

設置期間：令和8年4月1日から令和8年9月16日(169日間)

快適トイレ1基にかかった総費用額：300,000円(税抜)

169日間を月数に換算すると、

$$169 \div 30 = 5.63\cdots$$

$$\div 5.6 \text{ か月 (小数点以下第2位を四捨五入)}$$

計上数量は、

$$1 \text{ 基} \times 5.6 \text{ か月} = \underline{\underline{5.6 \text{ 基} \cdot \text{月}}}$$

「積算上の差額」は、

$$300,000 \div 5.6 - 10,000 = 43,571.42\cdots$$

$$\div 43,570 \text{ 円} / \text{基} \cdot \text{月 (有効数字4桁、5桁目以降切り捨て)}$$

上限の57,000円／基・月を下回るため、43,570円／基・月を計上する。

<例2>

設置期間：令和8年4月1日から令和8年9月16日(169日間)

男女別一体型ハウスにかかった総費用額：800,000円(税抜)

169日間を月数に換算すると、

$$169 \div 30 = 5.63 \dots$$

≒5.6か月(小数点以下第2位を四捨五入)

計上数量は、男女別の入り口になっている場合は2基とみなすため、

$$2 \text{ 基} \times 5.6 \text{ か月} = \underline{\underline{11.2 \text{ 基} \cdot \text{月}}}$$

「積算上の差額」は、入口の数を考慮し、

$$(800,000 \div 5.6) \div 2 - 10,000 = 61,428.57 \dots$$

≒61,420円／基・月(有効数字4桁、5桁目以降切り捨て)

上限の57,000円／基・月を上回るため、57,000円／基・月を計上する。